



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3069 号 2016.6.9 発行

「とくいの銀行」誕生5周年 個人の“得意”ご利用いかが？ 茨城

産経新聞 2016年6月9日

個人の得意なことを現金のように出し入れできる銀行が、取手市の井野団地にある。その名も「とくいの銀行」。とある男性芸術家の発案で平成23年3月に誕生した。いわば実用性の高い「芸術活動」だ。住民の交流を育み、何か行動を起こすきっかけになっている。今年で5周年を迎え、「銀行」のノウハウを伝えるための活動も始めるという。(海老原由紀)

とくいの銀行は、団地の一角にあるコミュニティーカフェ「いこいの+T a p p i n o (たっぴーの)」内で運営し、誰でも無料で利用できる。

自分の得意なことを預けるには「貯金」ならぬ「ちょとく票」と呼ばれる用紙に記入するだけ。楽器の演奏や子猫のしつけ、健康チェックなど、そのリストは現在、約400件に上る。希望者は「引き出し」の申し込みを行い、「銀行員」が仲介に入って交渉が行われる。

発案したのは「頭取」を務める北海道在住の芸術家、深沢孝史(たかふみ)さん(32)。取手市で公募作品の展示やアーティストの紹介を行う平成18年開催の「取手アートプロジェクト(TAP)」に参加した1人だ。

当時のTAPに関わったアーティストら約10人が22年12月、再び何かをしようと集まった。話し合いの中で出た深沢さんの体験談が、とくいの銀行を立ち上げるきっかけになった。

その体験とは、浜松市で障害を持つある少年のためのスペースを作る取り組みだ。少年の母親が所属するNPO法人の活動の一つで、同法人にスタッフとして携わった深沢さんは、障害者に好きなことができる自由な空間を作ってあげたいと思ったという。底流にあるのは「個人のため」という発想だ。

この考え方を団地の住民らに当てはめた。TAPの運営事務局が団地内の旧銀行だったこともあり、「とくいの銀行」と名付けた。

「発表の場ができた」「友人を作った」「習いごとの前に予備知識を得られた」…。

とくいの銀行の反響は上々だ。自分の得意なことが生かされるだけでなく、コミュニティー形成にも役立っているという。

深沢さんは「発展的な目標はないが『個人を見る』というコンセプトを大事にして続けていければ」と話している。

今後、銀行を自分たちで運営したいという人への支援も行う。ホームページ(<http://www.tokuinobank.net>)で今月末まで希望者を募っている。

そこが聞きたい 障害者差別解消法施行 石川准氏

毎日新聞 2016年6月9日

障害者差別解消法が4月1日に施行された。障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目的としている。私たちは、この法律

をどう生かしていったらよいのか。法制定を求めてきた石川准・静岡県立大教授（59）に聞いた。【聞き手・森本英彦】

共生社会目指し対話を 静岡県立大教授・石川准氏

―障害者差別解消法が施行された意義をどう考えますか。

この法律は、障害者に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」＝1＝と、「合理的配慮の提供」＝2＝を、行政機関や事業者に求めています。障害者が直面する問題を解決していく上で、合理的配慮の提供が極めて重要だということをしかり法律で規定した点が大きな意義です。過重な負担をしなくても合理的配慮によって障害者の妨げになっている社会的障壁を取り除けるのに、それを提供しないのは「差別」であると位置づけたわけです。

日本は2007年に障害者権利条約に署名した後、条約批准に向けて多くの国内法を改正したり、新法を制定したりしましたが、この障害者差別解消法が最も重要だと思います。

―合理的配慮という言葉は一般にはまだあまりなじみがありません。

私は少しでも多くの人に配慮の平等という視点を持っていただきたいと考えています。健常者は配慮を必要としない人なのではなく、すでに配慮されている人であり、障害者は特別な配慮を必要とする人というより、十分に配慮されてこなかった人なのです。だから配慮の不平等を解消するためにこういう法律が必要だったのだというように申し上げます。

障害者差別解消法の趣旨は、障害のある人とない人が共に暮らす包容的で共生的な社会を作っていくためのツールとして法を活用していくことにあります。私は「建設的対話」がキーワードだと考えており、同法の基本方針にも取り入れられました。合理的配慮の提供について、どういう方法なら可能なか、お互いに誠実に話し合い、良い方法を一緒に発見していこうという考え方です。さまざまな関係機関による「障害者差別解消支援地域協議会」も地域ごとに作られることになっており、そうした場などでの建設的対話を通じて社会の理解が深まっていくと期待しています。

―実際にどういうケースが合理的配慮にあたるのか、分かりやすい物差しを示してほしいという声もあります。

内閣府のウェブサイトにある「合理的配慮サーチ」には、合理的配慮の事例が挙げられています。しかし、何が合理的配慮にあたるのか、何が行政機関や事業者にとって過重な負担なのか、といったことは一義的に決められるものではないので、事細かくルール化するよりも、それぞれの現場で良い方法を一緒に考えていくことが大事です。共生社会を作っていく学習プロセスだと考えてもらいたい。何が合理的配慮なのか、徐々に共通感覚が生まれてくるのではないのでしょうか。

―行政機関や事業者だけでなくわれわれの日常生活にも関わってくるのでしょうか。

今までは「善意」のつもりでやってきたことが「義務」となったのかと、戸惑いを口にされる人は結構います。強いられるような感じで嫌だと……。

しかし、善意の基盤にあるのは、「ここで手をさしのべないのは人として正しくない」という正義についての感覚だと思います。それを法律の形で整えたと考えたらどうでしょうか。負担感だけが增えるみたいな形になると、この法律は生きません。合理的配慮がある社会は、安心で、良心的な人が多く、真面目で、共感力があり、そういう社会の一員であるという感覚は悪くないと思うのです。「誰もが生きやすい社会を作っていく」という法の趣旨を一人一人が実感できるようにしてほしいですね。

また、この法律は障害者だけを特別扱いするものではありません。人間は荒々しいむき出しの環境の中で生きていくことはできず、環境を作り替えてきました。暑すぎたり、寒すぎたりする場合は冷房や暖房を使い、夜も行動できるように照明を整え、車が走れる道路を作る―といった環境整備がそれに当たります。障害者への合理的配慮の提供も、環境



と人との不適合状態を解決していくという意味では全く同じことなのです。

—ご自身は社会的な障壁を実感された経験はありますか。

私は研究者なので本や論文を読む必要がありますが、紙ベースの資料だとそのままでは読めず、情報へのアクセスにおける障壁を痛切に感じてきました。結局、自分で自動点訳ソフトを作ったり、パソコンの画面を読み上げるソフトを作ったり、視覚障害者の歩行ナビゲーションなどの支援機器も開発してきました。

現在勤務している静岡県立大学では1990年代後半という比較的早い段階から、障害のある教員に対して支援スタッフを付けてくれるようになりました。大学によっては、まだできていない所もあります。今回の合理的配慮の義務化で、進展することを希望しています。

—20年には東京パラリンピックがあります。

日本社会に大きなインパクトを与えるでしょうね。多様な人たちが世界からやって来ます。多様な人たちが住みやすい街づくり、インクルーシブ（包摂的）な都市づくりを進めていくチャンスです。半世紀前の前回大会は、戦後の高度成長が始まり、皆が未来に対する夢を共有していた時期でした。今度は、多様な人々が共に生きる社会のイメージを皆で膨らませ、実現していくプロセスになります。至るところでインクルーシブな社会を作るための建設的な対話が始まることを期待しています。

聞いて一言

Jリーグ初代チェアマンの川淵三郎さんは1960年ごろ、遠征先の旧西ドイツで車椅子の市民がスポーツを楽しむ姿を見て衝撃を受けた。当時の日本では考えられない光景。同じ敗戦国なのに何と幸せなのか—と。石川教授はそのエピソードを私に紹介し、「多様な人たちが共生するには困難がたくさんある。だから『対話』が必要」と強調した。パラリンピックが4年後に迫る日本。川淵青年が感じたように、訪日外国人がうらやむ共生社会に踏み出していることを願う。

■ことば

1 不当な差別的取り扱いの禁止

行政機関や事業者が正当な理由がないのに、障害を理由として、サービスの提供を拒否・制限することや、障害のない人には付けられない条件を付けることを禁止した。正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが求められる。

2 合理的配慮の提供

障害者が社会生活を営む上で妨げとなるさまざまな事象、制度、慣行など（社会的障壁）について、障害者から除去を求める意思が伝えられた際に、負担が重すぎない範囲内で、障害の状況に応じた対応をとること。例えば、乗り物への乗車にあたって職員などが手助けする▽筆談、読み上げ、手話など障害特性に応じたコミュニケーションをとる▽段差がある場合に車椅子利用者を補助する▽自筆が困難な人からの要望を受け、本人の意思を十分確認した上で代筆する—といったことが考えられる。行政機関には法的義務が課され、民間事業者は努力義務とされた。

■人物略歴 いしかわ・じゅん

1956年生まれ。高1の時に失明し、77年に点字試験受験者で初めて東京大に合格。大学院（専攻は社会学）に進み、97年から静岡県立大教授。内閣府障害者政策委員会委員長も務める。

冬季五輪・パラ競技団体連絡会議発足 「選手強化へ環境整備を」

北海道新聞 2016年6月9日

札幌市が設置した「冬季オリンピック・パラリンピック競技団体連絡会議」の8日の初会合では、2026年冬季五輪・パラリンピックの招致に向け、構成する各団体からさま

さまざまな提言が相次いだ。冬季五輪を経験した選手らによる部会をつくり、意見を反映しながら施設を整備するのに加え、市民や道民の関心を高める重要性を訴える声が目立った。

元五輪選手らでつくる部会の設置が決まったのは、札幌アイスホッケー連盟の霜觸（しもふれ）寛会長の発言がきっかけだった。「選手第一の視点で、競技施設や環境を整えてほしい」と訴え、他の委員も賛同した。

札幌市が設置した「冬季オリンピック・パラリンピック競技団体連絡会議」の初会合。各団体からさまざまな提言が相次いだ



北海道ボブスレー・スケルトン連盟の石川裕一会長の代理で出席した城田仁理事長は「夏場も練習できる施設があれば、アジア各国の選手も呼べて冬季競技レベルが上がる」と強調。北海道カーリング協会の貝森輝幸会長も「選手の強化につながる施設整備に取り組んでほしい」と話した。

札幌市障がい者スポーツ協会の浅香博文会長は「アイススレッジホッケーなどパラリンピック種目は知られていない」。その上で「実際に観戦できる機会をつくって、パラリンピックの知名度を上げてほしい」と述べ、道民や札幌市民に浸透する方策を取るよう求めた。

札幌市は4月下旬、開催概要計画案を発表。競技団体の意見を招致活動に反映するため、8競技と障害者スポーツの団体代表者ら13人でつくる同会議を設置した。（相川康暁）

子どもの「見たい」が原動力 マセソン美季さんの「パラフレーズ」

日本経済新聞 2016年6月9日



マセソン美季さん

東京都が先日、2012年ロンドン大会でパラリンピック統合ディレクターを務めたクリス・ホームズ氏を招き、「パラリンピック競技大会の成功に向けたシンポジウム」を開催した。

会場が連日満員で沸いたロンドン大会は、史上最多の270万枚のチケット販売を記録し、大成功をおさめたこと

は記憶に新しい。しかも無料で配布されたチケットは1枚もない。

シンポジウムで日本パラリンピック委員会の高橋秀文副委員長が熱弁していた通り、「選手にとっての一番のおもてなしは、全ての会場を満員の観客で埋めること」だ。イギリス国民はきっと、大会前からパラリンピックを楽しみにしていたに違いないと羨む感情を抱いていた。

ところが、ホームズ氏によると、ロンドン大会前の世論調査で「パラリンピックのチケットを買いたい」と答えた人はほぼ皆無だったという。ほとんど興味がなかった人が実際に会場に足を運ぶまでの間に、いったい何があったのだろう。

ロンドン大会の成功を陰で支えたのが「ゲットセット」という教育プログラムだ。子どもたちをパラリンピックの世界にいざなうよう、学校で競技の体験やパラアスリートの訪問を行い、パラリンピックに関連した教材を複数の教科で扱った。生徒たちは次第に興味を持ち、知識を増やす。アスリートと交流したり、競技を体験したりしながら、気がつけば応援したくなっていた、というような仕組みがちりばめられていた。

子どもの「見たい」「応援に行きたい」という気持ちが親をも動かした。チケットを買った人のうち、75%は家族連れの観客だったそうなので、その効果の大きさがわかる。会場で選手の活躍を目の当たりにした子どもたちは、「かっこいい」という羨望のまなざしでパラリンピアンへ声援を送ったに違いない。

子どもの素直でピュアな考え方に、障害者への偏見は存在しない。互いを尊重し、支え合う共生社会は、彼ら彼女らにとっては十分到達可能なゴールだと思う。ロンドン同様、

家族で応援したくなるような戦略が、東京も成功の鍵になりそうだ。

ませそん・みき 1973年生まれ。大学1年時に交通事故で車いす生活に。98年長野パラリンピックのアイススレッジスピードレースで金メダル3個、銀メダル1個を獲得。カナダのアイススレッジホッケー選手と結婚し、カナダ在住。今年1月から日本財団パラリンピックサポートセンター勤務。

大きく育ててね 岩見沢 名産キジふ化ピーク 北海道新聞 2016年6月9日
元気な鳴き声を上げる生まれたばかりのキジのひな



【岩見沢】食用のキジを飼育する知的障害者就労支援施設「ワークつかさ」（日の出町）で、ひなのふ化がピークを迎えている。

ふ化は5月中旬から始まった。卵を親鳥の体温と同じ38度に保ったふ卵器に入れ、24日間でひなが誕生する。8日には体長3～4センチメートルのひな約50羽が一斉に生まれ、「パイパイ」という鳴き声を飼育舎内に響かせた。

同施設の高島礼夫主任（43）は「順調にふ化しています。元気に育てほしい」と話している。

ふ化は7月上旬まで続く。約6千羽のひなが生まれ、約6カ月で成鳥に育つ。キジの肉や卵は、同施設内の食堂で販売されるほか、岩見沢や札幌などの飲食店にも出荷される。（猫島一人）

障害者の就職 最多1769件 昨年度 読売新聞 2016年06月09日

2015年度の県内ハローワークを通じた障害者の就職件数は、前年度比4・7%増の1769件で、7年連続で最多を更新したことが、鹿児島労働局のまとめでわかった。労働局は「障害者雇用への理解が着実に進んでいる」とみて、雇用主、障害者双方への支援をさらに進めている。（井手祥雄）

労働局によると、15年度の障害者の新規求職申し込み件数は9・5%増の3296件。就職率は53・7%と前年度を2・4ポイント下回ったものの、高水準を維持し、全国平均（48・2%）を上回った。

就職件数を障害別で見ると、精神障害者が754件と最も多く、身体障害者が629件、知的障害者が313件と続いた。精神障害者はこの5年間で約3倍に増えている。

産業別では、「医療、福祉」が773件、「卸売業、小売業」が270件、「製造業」が150件など。卸売業、小売業の伸びが目立ち、前年度と比べて19・5%増となった。

障害者雇用を巡り、国は民間企業に義務づける「法定雇用率」を、13年度に1・8%から2%に引き上げた。県内の昨年6月時点の障害者雇用率は2・09%で、全国平均（1・88%）を上回っている。

労働局は、厚生労働省の外郭団体や障害者支援に取り組む団体と連携。障害者雇用に二の足を踏む雇用主に対し、障害の内容に応じた配慮のポイントをアドバイスしたり、障害者からの就職前後の相談に応じたりしている。

労働局の担当者は、「好調な雇用状況を背景に障害者の求職意欲は増している。企業の理解をさらに進めるとともに、障害者が働きやすいよう雇用環境の改善を図りたい」としている。

少年更生施設、目立つ成人入所 “脱再犯”へ社会福祉士採用へ

静岡新聞 2016年6月9日

未成年者を対象とした県内唯一の更生保護施設「少年の家」（静岡市葵区）で、成人の入

所者が目立っている。20歳未満の少年犯罪が減少しているためだが、生活苦や社会的孤立を背景に犯罪を繰り返す高齢者や障害者は増加傾向にある。こうした“負の連鎖”を断ち切り、円滑な社会復帰につなげようと、社会福祉士の採用に乗り出す。

少年の家の設立は1953年。少年院を出た後、行き場のない少年らに対し寝食の提供や就労支援、生活指導などに取り組み、再出発を支えてきた。2000年代から成人の受け入れを始め、ここ5年は成人が少年を上回る状態が続く。入所者は現在6人。50代以上が半数を占め、少年はわずか1人だ。

背景には犯罪の「高齢化」がある。14年に一般刑法犯として摘発された14～19歳の少年は20年前に比べて約3分の1に減る一方、65歳以上の高齢者は4倍以上に増えた。



社会福祉士の採用方針について話し合う「少年の家」の職員ら＝5月27日、静岡市葵区



一般刑法犯の摘発者数の推移

社会福祉士は精神、身体的なハンディを抱える人たちが日常生活をスムーズに送れるよう支援する専門家。罪を犯した高齢者や障害者の中には、周囲の支えがないため再び犯罪に手を染めるケースもある。このため、社会福祉士に行政や関係機関との橋渡し役を務めてもらい、入所者が福祉サービスを受けやすい環境を整える。早ければ今月中にも人材を確保する計画だ。

少年の家の収入源は国からの委託費が大半を占める。入所者が少ない状態が続けば経営にも影響を及ぼしかねない。ここ最近の収容率は5割に届かず、受け入れ態勢の拡充が急務となっていた。

白井隆晴施設長（51）は「社会福祉士の配置によって、これまで受け入れが難しかった高齢者や障害者の更生を支え、再犯防止につなげたい」と話す。

<メモ> 更生保護施設 刑務所や少年院を出た後、帰住先のない人たちを一時的に受け入れ、社会復帰を支援する施設。全国に103カ所あり、県内は「少年の家」と「県勸善会」（いずれも静岡市）の2カ所。保護観察所の委託や本人の申し出を受けて入所する。1888年に浜松市出身の実業家金原明善らが設立した「県出獄人保護会社」が始まりとされる。

「特別支援教育は特別でない」 高知市で学習障害の講演会 高知新聞 2016年6月9日 学習障害について講演する中尾繁樹・関西国際大学教授（高知市内）



学習障害（LD）に関する講演会「特別ではない特別支援教育」（高知LD親の会 s k y主催）がこのほど高知市内で開かれた。関西国際大学（兵庫県三木市）の中尾繁樹教授が「子ども一人一人の実態を把握することが大事」と訴え、親や教員らが大勢聴講した。6月9日付の高知新聞朝刊で講演要旨を紹介。

特別支援教育は障害児教育ではない。障害の有無にかかわらず、全ての子どものために全ての教員が関わる教育であり、困っている子どもに対し、なぜできないのかという視点をたくさん持つことが必要だ。

肢体不自由と違い、子どもが困っていてもLDは目に見えないことが多い。例えば、枠内に字を収められない子に「ちゃんとしなさい」と言っていないだろうか。これは指導ではない。入れようとしているのに入らないのだ。ではどこから手を打てばいいのかと考えるのが特別支援教育。...

高齢者施設運営 とやの福祉会 民事再生申請 河北新報 2016年6月9日

福島市内で高齢者福祉施設や保育園を運営する社会福祉法人とやの福祉会（福島市）は8日までに、福島地裁に民事再生法の適用を申請した。法人によると、負債総額は約16億8000万円。事業は継続する。

帝国データバンク福島支店によると、同法人は1984年に設立し、高齢者福祉施設の「あづまの郷」「ケアハウス一風館」や保育園を運営。ピーク時の2015年3月期の売上高は約10億5300万円に上ったが、人件費負担が重く、欠損計上が続くなどして先行きの見通しが立たず自主再建を断念した。

精神障害治療、一つの薬で 阪大など普及へ講習 共同通信 2016年6月7日

統合失調症などの精神障害を一つの種類の薬剤で治療することを推奨するガイドラインを普及させようと、大阪大などのチームは7日までに、全国規模で精神科医を対象とした講習を始めると発表した。

チームによると、大阪大を含め北海道大や東京大、信州大、九州大など計21の精神科医療施設が参加を予定しているという。

統合失調症やうつ病の治療法は医師によってばらつきが大きい。日本では複数の薬剤を用いる多剤併用率が比較的高いとのデータがある。

こうした中、効果が見込める薬剤を単独で使用する単剤治療の必要性が指摘されており、大阪大などのチームは講習を通じて単剤治療率の向上を目指す。ガイドラインは日本神経精神薬理学会の統合失調症の薬物治療に関するものと、日本うつ病学会の大うつ病性障害・双極性障害の治療に関するものを普及させる。

大阪大の橋本亮太准教授（精神医学）は「薬剤治療に関する研究は進んでいるが、現場の医師の知識が更新されていなかったり、効果が実証されていない薬剤を使ったりするケースもある。適切な治療法を普及させたい」と話している。〔共同〕

講義減らし実習増へ 社会福祉士の養成で学校連盟などが中間報告



福祉新聞 2016年06月08日 編集部
内容を説明する二木会長（左）

日本社会福祉教育学校連盟（会長＝二木立・日本福祉大学長）などソーシャルワーク教育を担う団体の検討委員会は、このほど、社会福祉士養成の講義科目を減らし、実習時間を増やすことなどを中間報告に盛り込んだ。厚生労働省が今年度、社会福祉士養成の在り方の見直しに着手することを踏まえた。

検討委員長を務めた二木会長は5月28日の同連盟の総会で中間報告の内容を紹介し、「今のままでは社会福祉士、精神保健福祉士の両資格は空洞化が進みかねない。我々は強い危機感を持ち、厚労省に改革案を提案していかなければならない」と話した。

社会福祉士の講義科目は現在19科目。これを精選・統合して時間枠を減らす。法制度の解説に偏りがちだったものを改め、相談援助（ソーシャルワーク）の比重を増やす。

多職種連携の科目を設けるほか、介護の教育も位置付ける。現在180時間の実習は90時間程度増やすことを提案。それを実現できるよう、実習先の指定要件など現行の縛りを一定程度緩和することも必要だとした。

中長期的な課題としては「ソーシャルワーカーの共通資格制度の創設を展望する必要がある

ある」とした。社会福祉士、精神保健福祉士の制度を再編し、社会から求められる「機能」を果たせる人材養成を目指す。

中間報告は、同連盟、日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会から委員を選出した委員会で2015年12月から議論し、まとめた。

福祉人材の養成などについて厚労省が15年9月に「新福祉ビジョン」を発表したことを踏まえた。同ビジョンは分野を問わない「全世代対応型の福祉」を提案。その担い手として社会福祉士や精神保健福祉士を明確には位置付けず、横断的な対応のできる人材養成が必要だとした。今年3月にはその工程表を策定し、16年度から社会福祉士など福祉の資格制度全般を見直すことを明記した。

社説：里親制度 担い手のサポートを

中日新聞 2016年6月9日

親と一緒に暮らせない子を家庭に迎える里親制度は広がるのか。改正児童福祉法は子どもが施設での集団生活ではなく、一人一人が家庭の中で育てられることを求めている。担い手を支えたい。

先の国会で成立した改正児童福祉法は、親と一緒に暮らせない子どもが、家庭と同じような環境で育てられることを求めている。これまでは、乳児院や児童養護施設に預けられることが大半だったが、これからは里親などへの委託を優先する。とくに就学前の場合は原則として「家庭養育」にすると明記された。

戦後から続く施設収容を中心にした児童福祉政策の転換といえるが、背景には増え続ける虐待がある。親の暴力や育児放棄にあった子どもは心身の発達に問題を抱える場合が少なくない。集団で生活する施設では一人一人の問題に目を向けることは難しい。小さい子の場合、とくに愛着形成のためにも家庭で育つことが望ましいという考え方もある。

改正法では、実親との法的関係を残して親になる里親だけでなく、実親との関係を戸籍上抹消する特別養子縁組についても広がるよう制度改正に取り組むとした。

問題は里親をどう増やすかにある。原則十八歳まで養育する里親は現在、児童相談所の面接などを経て全国に約一万人が登録。児相から委託された約五千四百人を育てているが、担い手は経済力のある夫婦などに限られている。

以前は専業主婦に限られていた里親になる条件は、いまは主流になった共働き夫婦も認められるようになった。もっと担い手を増やすには、育休制度の幅広い適用も求められるだろう。

里親には事前研修だけでなく事後の支援が大切になる。子どもは生い立ちに問題を抱え、家庭に迎えた後に子育てに悩むことが少なくない。児童相談所には里親への相談業務が加わったが、専任職員を置いて専門的アドバイスを得られるようにしたい。

どの子も基本的に家庭的な環境で育てられるのが一般的な欧米と違い、日本は里親に預けられる子の割合が15%しかない。

政府は保護の必要な子の受け皿として、里親、小規模のグループホーム、施設で三分の一ずつとして、里親委託率を十数年後に三割とする目標を掲げる。もっと加速させられないか。NPOなどと協力しながら里親への委託率を上げている静岡市や福岡市などにも学び、担い手のすそ野を広げたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

